

居宅介護支援

契約書別紙（兼重要事項説明書）

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、平成11年3月31日厚生省令第38号（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団武蔵野会
代表者名	中村 毅
設立年月日	昭和43年 7月 30日

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	ケアプランセンターcarna五反田
事業所の種類・指定番号	居宅介護支援（東京都 第1370904342号）
所在地	〒141-0031東京都品川区西五反田3-10-9 carna五反田6階
電話番号	03-5496-8776
ファクシミリ番号	03-5496-8780
ホームページアドレス	http://www.carna-gotanda.jp/
開設年月日	平成27年2月1日
管理者の氏名	森 雅宏
サービス提供地域	品川区 西五反田、東五反田、大崎、上大崎、小山 小山台、荏原、平塚、戸越、豊町、西品川、旗の台、中延、東中延、西中延、北品川、東品川、豊町、二葉他全域 目黒区 東部地区、中央地区、南部地区 港区 白金台、高輪、三田4.5丁目、白金
実施しているその他の事業	在宅療養支援診療所、訪問看護、訪問介護、訪問リハビリ、小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	医療法人社団 武蔵野会が開設するケアプランセンターcarna五反田の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の介護支援専門員が要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営の方針	事業者は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的にかつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。実施に当たっては、関係市区町村、地域包括支援センター等との密接な連携に努めます。

4. 職員の職種、人数及び職務内容

従業者の職種	員数	区 分				保有資格の内容
		常勤		非常勤		
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
管理者	1 名		1 名			主任介護支援専門員
介護支援専門員	2 名	1 名				介護福祉士

5. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯（9：00～17：30）常勤で勤務	土・日 祝日・年 末年始
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（9：00～17：30）常勤で勤務	土・日 祝日・年 末年始

6. 営業日

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし12月30日（午後）から1月3日までと、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。
営業時間	午前9時～午後17時半

連絡体制	電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。
------	---------------------------

7. 居宅介護支援の提供にあたって

(1) 居宅サービス計画の作成

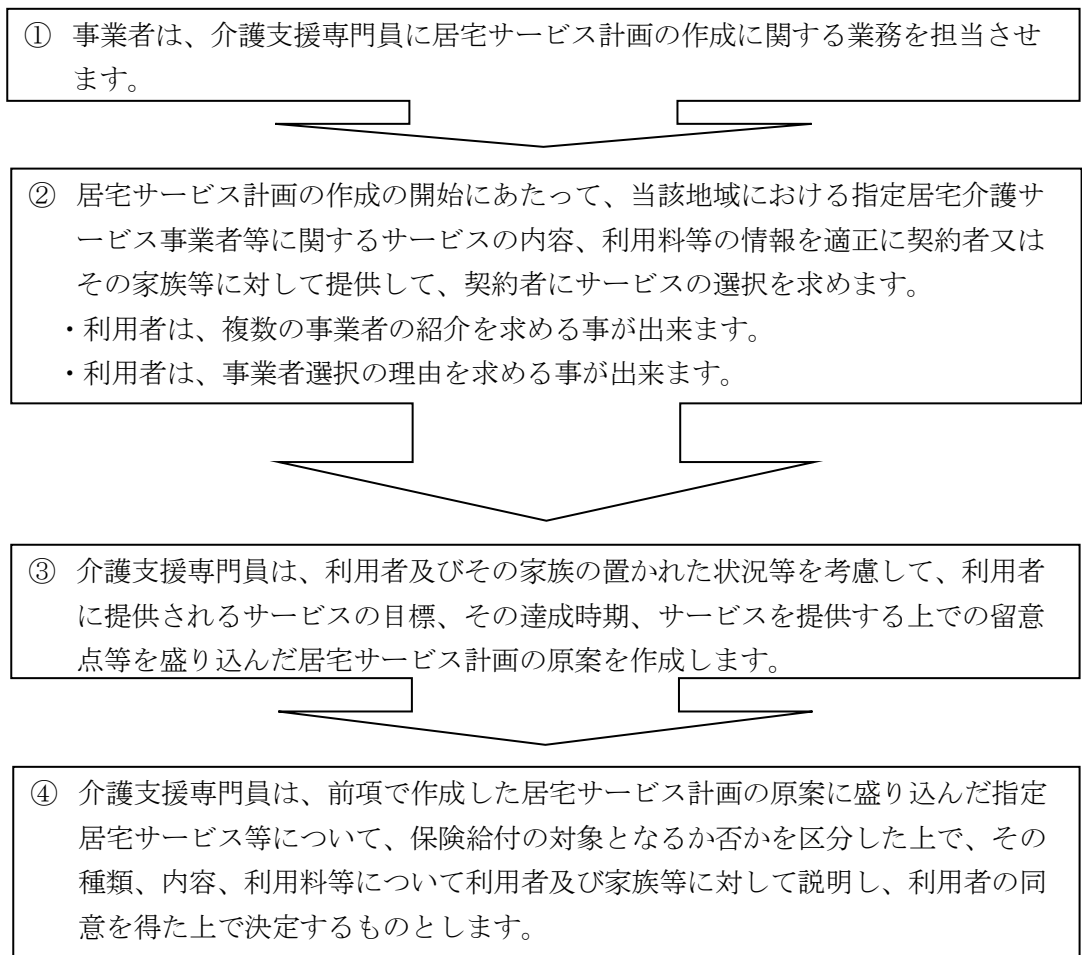
利用者の自宅を訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、居宅サービス計画を作成します。

(2) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画実施状況を把握します。

居宅サービスの目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



(3) 利用料

事業者が提供する指定居宅介護支援に対する料金規程は、【重要事項説明書別紙】の通りです。
 なお、料金に変更する場合がありますので、その際はお知らせします。

(4) 給付管理表の作成・提出

＊ 毎月、国民保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします。

(5) このサービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。

8. 担当の職員

(1) あなたを担当する介護支援専門員は（ ）です。

① 職員は、常に身分証明証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求め下さい。

② なお、当事業所の監督責任者は（ 森 雅宏 ）です。苦情等ありましたら遠慮なくご連絡下さい。

（TEL：03-5496-8776）

(2) 介護支援専門員の交替

①事業者から介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとする。

②利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

9. 個人情報の保護

事業者および介護支援専門員が保有する利用者や家族に関する個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

10. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	居宅介護事業者賠償責任保険
補償の概要	賠償責任、初期対応費用

1 1. 非常災害時の対応 について

居宅介護支援の提供ができない何らかの大災害が発生した場合、連絡手段が確保されている場合を除いては、急遽お伺いを取りやめる場合がございます。

その場合は、連絡手段などが確保できた時点でご連絡を入れさせていただきます。

1 2. 協力医療機関及び医療機関との連絡・調整

医療機関の名称	住所・お問い合わせ先
カルナ五反田クリニック	東京都品川区西五反田 3-10-9 03-5496-8773
医療法人横浜未来ヘルスケアシステム 大田池上病院	東京都大田区池上 2-7-10 03-3752-1111
医療法人社団 七仁会 田園調布中央病院	東京都大田区田園調布 1-54-9 03-3721-7121
医療法人横浜未来ヘルスケアシステム 奥 沢 病 院	東京都世田谷区奥沢 2-11-11 03-5701-7788

- ① 利用者またはその家族に対し、病院等に入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院等に伝えていただくことを求めます。
- ② 介護支援専門員は必要に応じて利用者の心身状況等を利用者の同意を得た上で、主治医等に情報提供します。
- ③ 利用者が訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。その際は当該ケアプランを医師等に交付します。

1 3. 苦情相談について

- ①提供した指定居宅介護支援に係わる利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

- ②相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下の通りとします。

※指定申請時に提出された「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき対応いたします。

(事業者の窓口)

事業者 ケアプランセンター carna五反田	東京都品川区西五反田3-10-9 電話03-5496-8776 FAX:03-5496-8780 受付時間:9:00~17:30 (土・日・祝除く)
品川区役所 高齢福祉課	所在地:東京都品川区広町2-1-36 電話:03-5742-6728 FAX:03-5742-6881 受付時間:8:30~17:15 (土・日・祝除く) 高齢者支援第1係(品川・大崎・八潮地区) 電話:03-5742-6729 高齢者支援第2係(大井・大井西・荏原東・荏原西地区) 電話:03-5742-6730
目黒区役所 介護保険課	東京都目黒区上目黒2-19-15 電話:03-5722-9574 FAX:03-5722-9716 受付時間:8:30~17:15 (土・日・祝除く)
港区役所 高齢者支援課 介護事業者支援担当	東京都港区芝公園1-5-25 電話:03-3578-2821 FAX:03-3578-2884 受付時間:8:30~17:15 (土・日・祝除く)
東京都国民健康 保険団体連合会 介護相談指導係	東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階 電話:03-6238-0177 FAX:03-6238-0022 受付時間:9:00~17:00 (土・日・祝除く)

重要事項説明書別紙

1. 居宅介護支援の利用料（令和 6 年 4 月 1 日改定）

指定居宅介護支援の利用料は、1 ヶ月あたりの料金となっています。但し、法定代理受領により事業者の指定居宅介護支援に対し介護保険給付費が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。

【基本利用料】

7. 居宅介護支援の利用料

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が 40 人未満の場合	居宅介護支援費 I (i) 12,380 円	居宅介護支援費 I (i) 16,085 円

【加算】

加 算	加算額	内 容 ・ 回 数 等
初 回 加 算	3,420 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合や要介護状態区分が 2 区分以上変更となり居宅サービス計画を作成する場合に算定
特 定 事 業 所 加 算	(I) 5,916 円 (II) 4,799 円 (III) 3,682 円 (A) 1,140 円	独立性や中立性を保ちながら、地域包括支援センター等と連携し、質の高いケアマネジメントを行う事業所に算定
特定事業所医療介護連携加算	1,425 円	特定事業所加算 (I)～(III) のいずれかを取得し、且つ算定要件を満たす場合に算定
入 院 時 情 報 連 携 加 算	(I) 2,850 円 (II) 2,280 円	入院した日のうちに (I) 、翌日または翌々日 (II) に当該利用者に係る必要な情報提供をした場合に算定

退 院 ・ 退 所 加 算	(I)イ 5,130 円 (I)ロ 6,840 円 (II)イ 6,840 円 (II)ロ 8,550 円 (III) 10,260 円	病院等から退院または退所するとき に、病院等の職員と面談の上、必要な 情報を受け介護サービス等の調整を行 った場合（初回加算と同時に算定不 可）に加算（入院等期間中に1回を限 度として算定）
通 院 時 情 報 連 携 加 算	570 円	病院等で医師の診察を受ける際に同 席し、医師等と情報連携を行った上で ケアプランに記録した場合に算定（月 1回を限度）
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,280 円	病院または診療所等の職員と共に居 宅を訪問し、カンファレンスを行 い、サービス等の利用調整を行った 場合に算定（1月に2回を限度とし て算定）
ターミナルケアマネジメント加算	4,560 円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日 以上在宅の訪問等を行った場合に算 定

2. その他の費用について

- ・ 交通費… サービスを提供・実施地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費をいただくことがあります。
- ・ その他… 申請代行費、記録の謄写費用などをいただくことがあります。
- ・ 解約料… 利用者は事業者に対して文書で通知することによりいつでも契約を解除することができ、解約料はかかりません。ただし、解約時まで発生した交通費等の実費についてはご清算いただくことがあります。